

●香川県告示第177号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

綾歌郡宇多津町字青ノ山3784の1・3810の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、
3810の7、3810の9

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び宇多津町地域整備課に備え置いて縦覧に供する。）